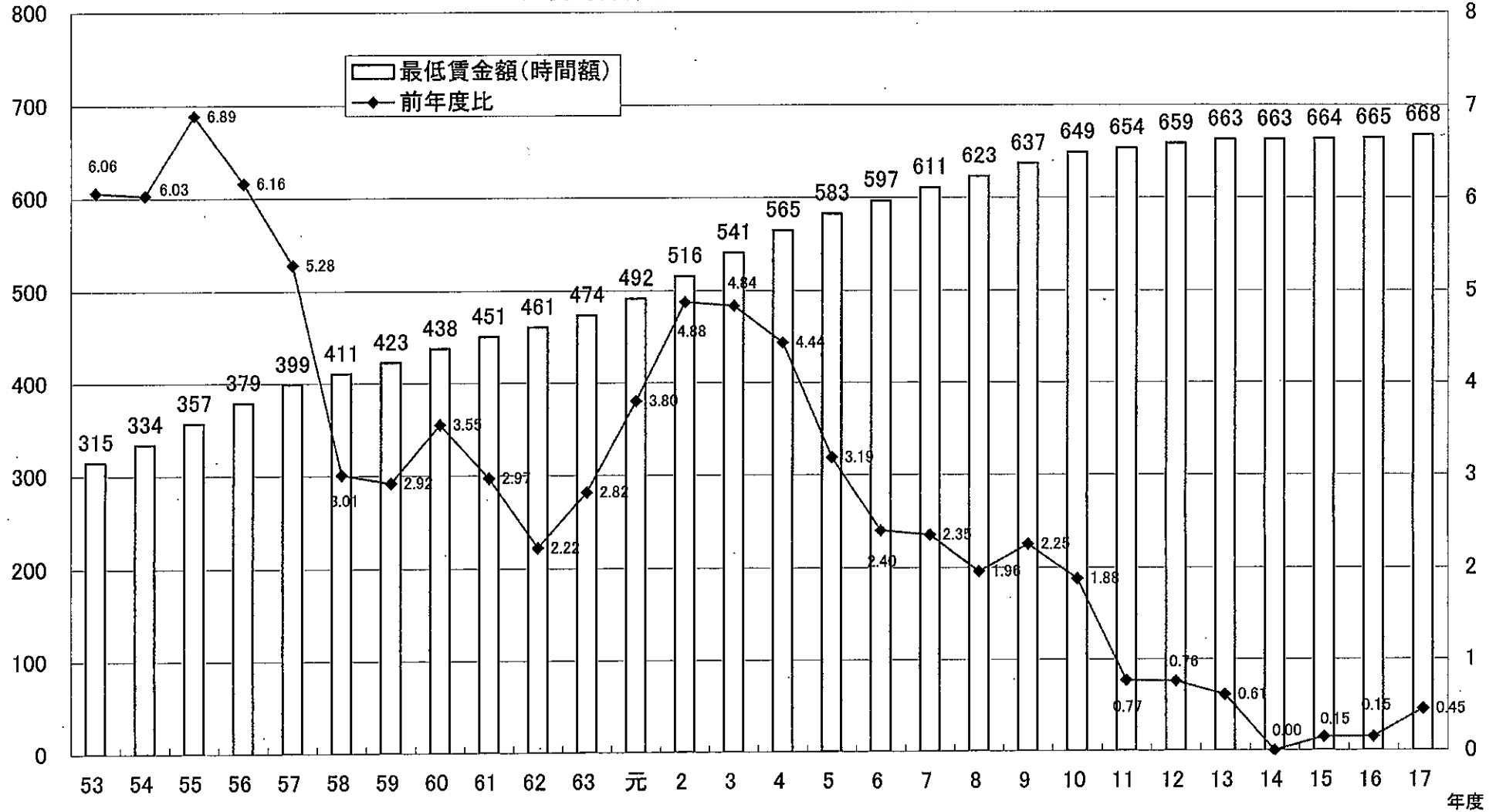


地域別最低賃金の現状

円

地域別最低賃金額とその引上げ率の推移 (時間額表示の地域別最低賃金額)

%



注1 金額は適用労働者数による全国加重平均額である。 2 地域別最低賃金については、平成14年度から時間額表示のみとなった。

目安小委員会における引上げ率及び賃金改定状況調査の第4表の賃金上昇率の推移

年度		昭和 53 年度	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	平成 元 年度	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
目安小委員会における引上げ率		(注1)	(注2)	7.0	6.4	5.4	3.2	3.1	3.6	3.0	2.2	3.0	4.05	4.8	4.9	4.2	3.1	2.4	2.3	2.1	2.2	1.8	0.9	0.8	0.68	(注5)	0.0	(注5)	0.4
賃金改定状況調査の引上げ率	A	6.2	6.4	7.8 (8.1)	6.6 (6.8)	5.1 (5.0)	3.5 (3.4)	3.1 (3.3)	3.2 (3.4)	2.8 (3.2)	2.2 (2.5)	2.9 (3.0)	4.0 (4.1)	4.5 (4.9)	4.6 (4.7)	3.9 (3.9)	2.6 (2.9)	2.0 (2.0)	2.3	2.0	2.0	1.8	0.8	0.8	0.7	0.1	-0.1	-0.1	0.6
	B	6.6	6.6	7.5 (7.2)	6.0 (5.8)	5.2 (5.2)	3.7 (3.6)	3.2 (3.1)	3.7 (3.6)	3.1 (3.2)	2.4 (2.1)	3.2 (3.1)	4.1 (4.3)	5.1 (5.2)	4.7 (4.7)	4.1 (4.4)	3.1 (3.2)	2.1 (2.3)	2.2	2.2	2.1	1.8	1.0	0.8	0.6	0.1	-0.2	0.0	0.2
	C	7.2	6.5	7.2 (7.0)	5.9 (5.9)	5.0 (5.0)	3.3 (3.1)	2.8 (3.0)	3.6 (3.7)	3.0 (3.0)	2.2 (2.1)	2.7 (2.9)	3.8 (3.9)	4.7 (4.8)	4.5 (4.8)	4.1 (4.4)	3.1 (3.0)	2.3 (2.4)	2.2	2.1	2.3	1.9	0.9	0.9	0.7	0.0	-0.2	-0.2	0.3
	D	7.7	6.7	6.6 (6.8)	5.3 (5.5)	4.3 (4.1)	2.9 (2.8)	2.7 (2.7)	3.1 (3.2)	2.7 (2.6)	1.8 (1.7)	2.5 (2.8)	3.6 (3.6)	4.3 (4.3)	4.7 (5.1)	3.9 (4.1)	3.1 (3.3)	2.4 (2.4)	2.5	2.2	2.2	1.9	0.8	0.8	0.7	0.2	-0.2	-0.2	0.0
	計	7.0	6.4 (6.2)	7.1 (7.1)	5.7 (5.8)	4.8 (4.7)	3.4 (3.2)	3.0 (3.1)	3.4 (3.5)	2.9 (3.0)	2.2 (2.2)	2.9 (3.0)	3.9 (4.0)	4.7 (4.8)	4.6 (4.8)	4.0 (4.2)	2.9 (3.1)	2.2 (2.3)	2.3	2.1	2.2	1.8	0.9	0.8	0.7	0.1	-0.1	-0.1	0.4

(注1) 昭和53年度の引上げ率はAランク及びBランク6.3%、Cランク6.5%、Dランク6.6%である。

(注2) 昭和54年度の引上げ率はAランク及びBランク6.1%、Cランク6.3%、Dランク6.4%である。

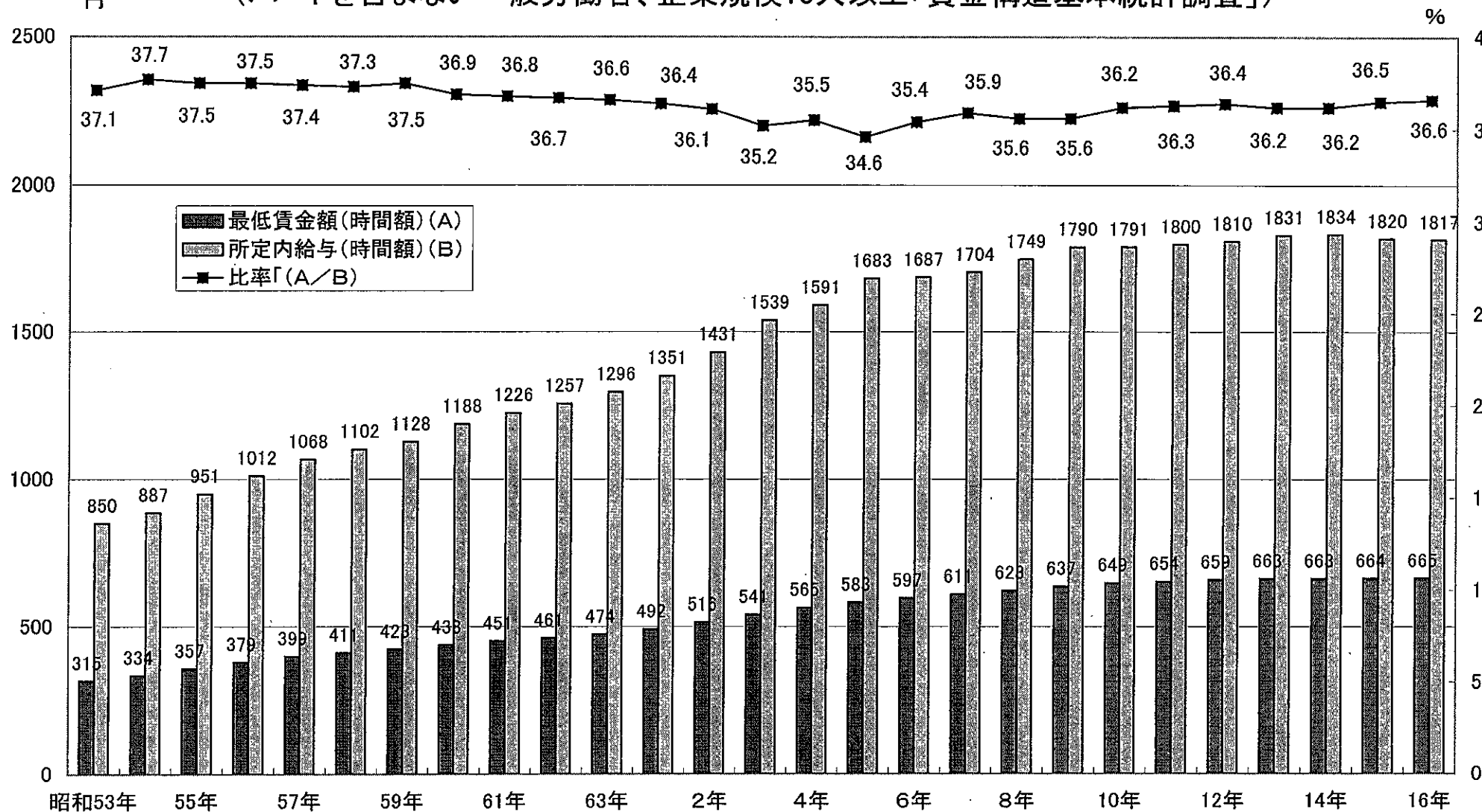
(注3) 下段の()は男女構成の変化による影響を除去した数値である。

(注4) 平成13年度以前は日額、平成14年度以降は時間額によるものである。

(注5) 平成14年度及び平成16年度は「現行水準の維持を基本として引上げ額の目安は示さないことが適当」である。

地域別最低賃金額の所定内給与に対する比率の推移

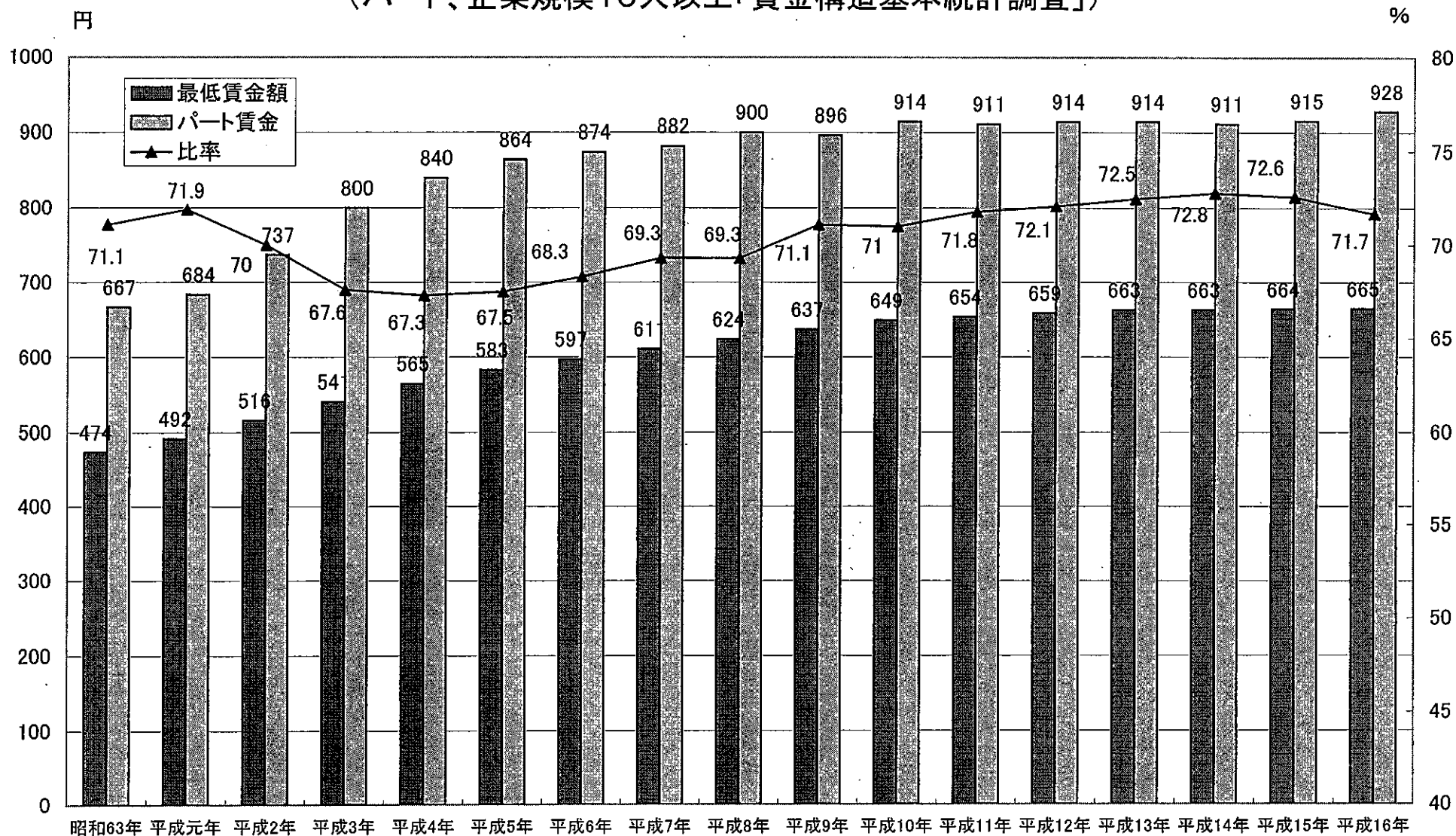
(パートを含まない一般労働者、企業規模10人以上「賃金構造基本統計調査」)



注1 最低賃金額は適用労働者数による全国加重平均額である。

注2 所定内給与は、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」によるもので、産業計・企業規模10人以上の数字を所定内実労働時間数で割ったものである。

地域別最低賃金額の所定内給与に対する比率の推移 (パート、企業規模10人以上「賃金構造基本統計調査」)



注1 最低賃金額は適用労働者数による全国加重平均額である。

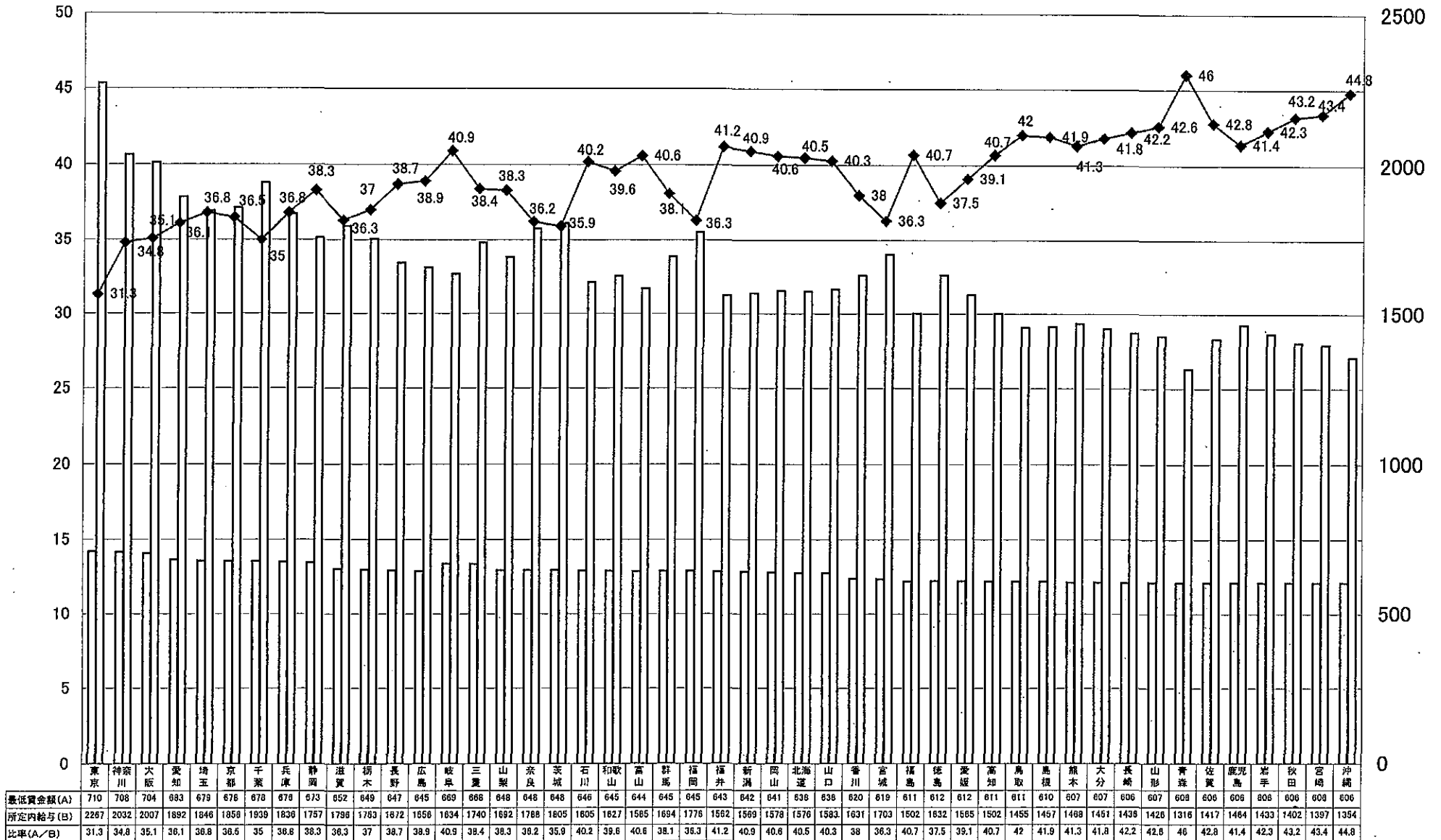
注2 所定内給与は、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」によるもので、産業計・企業規模10人以上の数字を所定内実労働時間数で割ったものである。

都道府県別地域別最低賃金額の所定内給与に対する比率(平成16年度)

(パートを含まない一般労働者、企業規模10人以上「賃金構造基本統計調査」)

(%)

(円)



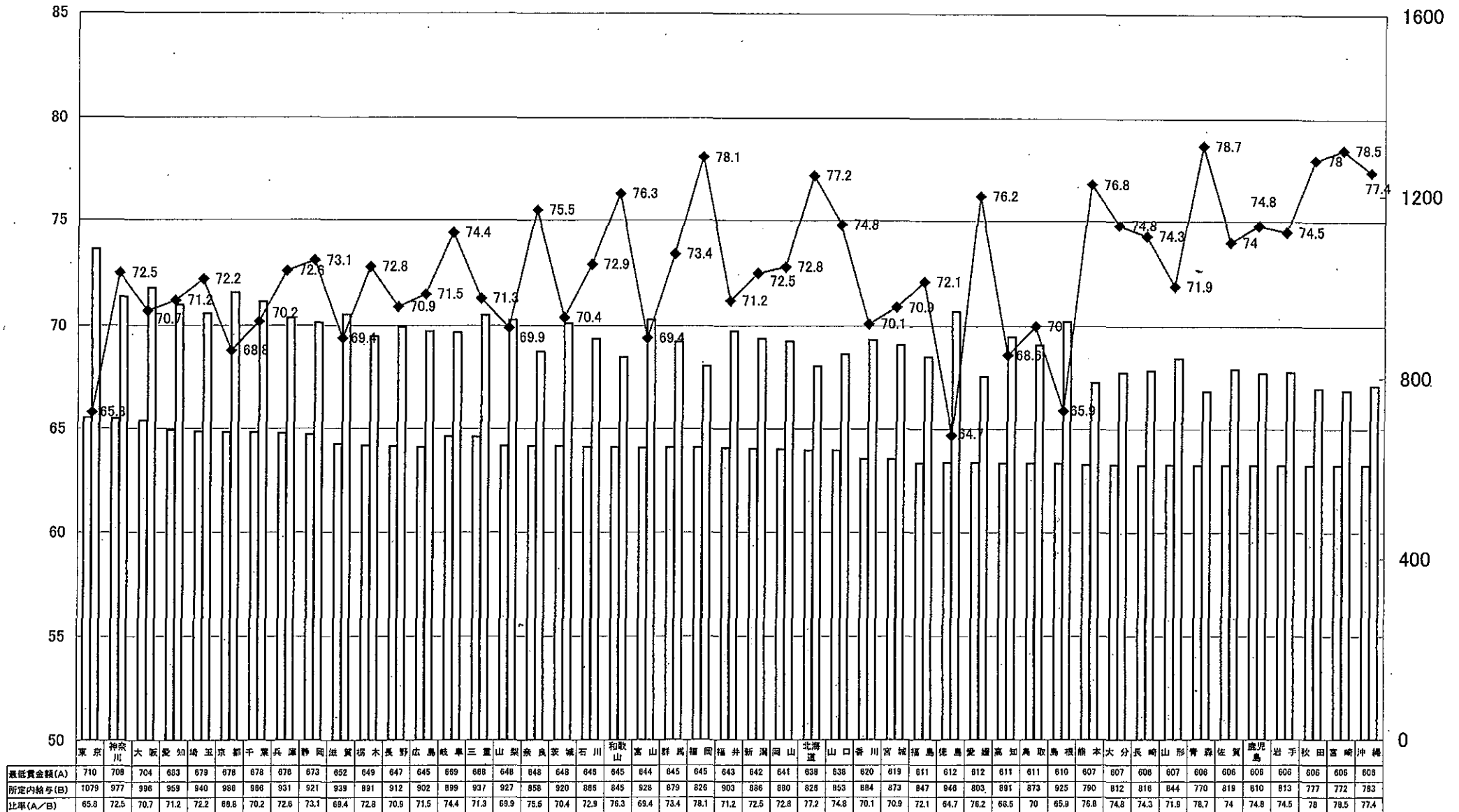
所定内給与は、厚生労働省「賃金構造基本統計調査(平成16年)」によるもので、企業規模10人以上の数字を所定内実労働時間数で割ったものである。

都道府県別地域別最低賃金額の所定内給与に対する比率(平成16年度)

(パート、企業規模10人以上「賃金構造基本統計調査」)

(%)

(円)



各都道府県の最低賃金額を企業規模10人以上の1時間当たりの所定内給与(パートタイム労働者、厚生労働省「賃金構造基本統計調査(平成16年)」で割ったものである。